

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 貸出の対象は次の各号のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体が主催する行事
- (2) 愛知県少子化対策推進会議構成団体が主催する行事
- (3) 「愛知県子育て家庭優待事業実施要綱」第2条第1項第4号に定める「協賛店舗等」（以下、「協賛店舗等」という。）を営む者及びその属する公的団体が主催する行事
- (4) 上記以外で、子育てを応援する行事等、公益的観点から適当と認められる場合

(申請)

第3条 着ぐるみの借受を申請する者（以下「申請者」という。）は、借受希望日の3か月前から1ヵ月前までに「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」（第1号様式）を愛知県子育て支援課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、着ぐるみ貸出の予定状況等を考慮した上で、管理者が適切と判断する場合は、貸出希望日の1ヶ月前以降であっても、「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」（第1号様式）を受理する場合がある。

(承認)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を次の各号により審査する。

- (1) 使用する活動・事業が、次のいずれかの内容であること。
 - ア 結婚・妊娠・出産・子育てを応援し、又は機運を高める活動
 - イ 子どもの教育及び青少年の健全な育成のための取組
 - ウ 協賛店舗等を営む者及びその属する公的団体が行う、「愛知県子育て家庭優待事業実施要綱」第2条第1項第5号に定める「協賛ステッカー」の交付を受けた協賛店舗等に関する広告等のための活動
 - エ 「愛知県少子化対策推進条例（平成19年愛知県条例第8号、以下「条例」という。）」の趣旨に合致する取組
 - オ 上記以外で、公益的観点から着ぐるみの使用が適当と認められる取組
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しない。
 - (1) 条例の目的達成に資すると認められない場合
 - (2) 使用目的が明らかでない場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
 - (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
 - (5) 営利目的で使用する場合
 - (6) 破損及び汚損のおそれがある場合
 - (7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - (8) 子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」のイメージを損なうおそれのある場合
 - (9) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認める場合

(通知)

第5条 管理者は、着ぐるみの貸出を承認する場合は「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみ貸出承認書」(第2号様式)を申請者に交付する。

2 管理者は、使用を承認する場合に条件を付することができる。

3 管理者は、着ぐるみの貸出を不承認とする場合は「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみ貸出不承認書」(第3号様式)により、申請者へ通知する。

(貸出・返却方法)

第6条 着ぐるみを借り受けるもの(以下「借受者」という。)は、原則として管理者の指定する場所で直接着ぐるみを受領する。

2 借受者は、管理者の指定する場所で、管理者の点検を受け、合格をした上で返却しなければならない。

3 第6条第1項及び第2項において、受領及び返却に係る費用は全て借受者が負担するものとする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として着ぐるみを使用する日及びその前後の日とし、最長1週間とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみの返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。

(4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(5) 第5条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承認取消)

第10条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかった場合、県はその承認を取り消すとともに、今後の使用に関して承認しない。ただし、第9条第1項第2号について、管理者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 借受者は前項に基づいて承認の取消がなされた場合は、速やかに管理者が指定する場所に直接返却しなければならない。

(原状復帰)

第11条 着ぐるみを破損及び汚損したとき又は第6条第2項の規定により不合格とされた場合は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第12条 着ぐるみの使用により借受者が受けた損害に対しては、県は一切その責めを負わない。

2 着ぐるみの使用により借受者が第三者に与えた損害に対しては、借受者がその責めを負い、県は一切その責めを負わない。

3 第10条に基づく取消により借受者が被った損害に対しては、県は一切その責めを負わない。

(画像の使用)

第13条 着ぐるみの画像を使用する場合は、愛知県子育て応援マスコット・キャラクター使用承認取扱要綱第3条から第8条の「マスコット等」を「着ぐるみの画像」と読み替えて準用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

愛知県健康福祉部子育て支援課長 殿

申請者住所

氏名
(名称及び代表者名)

印

電話番号

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用にあたっては、「愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」着ぐるみ貸出要綱」と使用承認条件を遵守します。

記

項 目	内 容
使 用 目 的	
使 用 場 所	
使用内容(※1)	
使 用 日	
貸出希望期間(※2)	

※1 イベントの企画書やイベントチラシ等、詳細がわかる資料を添付すること。

※2 原則としてイベント実施日及びその前後の日とし、最長1週間とする。